

基安発0319第7号  
令和8年3月19日

関係各位

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（令和7年12月末速報値。別紙参照。）を見ると、死亡を含む休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続きます。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

については、令和8年の本キャンペーンを、別添の令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。